

困ったときは
米原市消費生活相談窓口へ
(米原庁舎1階)
相談専用 ☎52-8088
受付 平日 9時30分~16時

2013.1/15

編集
発行

米原市役所

広報秘書課

〒521-8501
滋賀県米原市下多良三丁目3番地
☎0749(52)6627

☎0749(52)5195



発行日
Eメール
サイト
http://www.city.maibara.lg.jp/
koho@city.maibara.lg.jp
平成25年1月10日(木)

カニなどの魚介類など、海産物の電話勧誘にご注意!

「カニは好きですか、サケは好きですか」とか、「市場の残り物なのでお安くしておきます」などと言って電話をかけてきて、断っているのに強引に勧誘する手口が増えています。中には「以前、お買い上げいただいたお得意様に30周年記念の昆布を無料で差し上げます」などと言って電話をかけてきて、以前買ったことがあった業者と思わせ信用させるという手口もあります。



PIO-NETに寄せられた相談件数の推移

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012
相談件数	390件	2,047件	2,645件	4,606件	2,429件	1,126件(前年同期1,307件)

*PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)は、消費者から消費生活センターに寄せられた消費生活相談情報の収集を行っているシステムです。

*相談件数は2012年10月31日現在のもので、「魚介類」の「電話勧誘販売」などに関する相談を集計しています。

カニなどが届いてしまったら!

断ったのに届いたときは受け取り拒否できますが、うっかりして受け取ってしまったら、受け取った日から14日間(業者に引き取りを請求した日から7日間)を過ぎると自由に処分できます(生鮮食料品などは保管には気をつけてください)。

●強引に契約させられた場合は、クーリングオフも可能です。商品名や業者名や連絡先などがきちんと書かれた書面を受け取ってから8日以内に契約解除通知を書面に出しましょう。このとき商品を受け取っていたなら返送費用は業者の負担となります。

- 代金引換で届いた場合、支払ってしまうと代金を取り戻すのは困難ですので、身に覚えのないものは安易に受け取らないようにしましょう。
- どうしても購入したい場合は必ず業者名、連絡先、責任者名などを確認して契約書などの書面をもらいましょう。名称や連絡先を告げない業者からの購入は避けた方がいいでしょう。
- 海産物に限らず、強引な電話勧誘にはご注意ください。そして、困ったときは、一人で悩まないで消費生活相談窓口にご相談ください。



人口40,683人(+17) 男19,951人(+2) 女20,732人(+15) 世帯数13,763世帯(+14)

人のうごき

65歳以上の人口 10,354人 高齢化率 25.45%

※カッコ内は前月との比較【平成25年1月1日現在】